

1. 議事日程

〔令和5年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

令和5年9月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第63号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第66号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第64号 健康あきたかた21計画策定委員会設置条例 |
| 日程第5 | 議案第65号 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 認定第1号 令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第7号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第8号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第9号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第10号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第11号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第12号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第13号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第14号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第15号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第16号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第17号 令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第23 | 議員派遣の件について |
| 日程第24 | 閉会中の継続審査の件について |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1 番	南 澤 克 彦	2 番	田 邊 介 三
3 番	山 本 数 博	4 番	武 岡 隆 文
5 番	新 田 和 明	6 番	芦 田 宏 治
7 番	山 根 温 子	8 番	先 川 和 幸
9 番	石 飛 慶 久	10 番	山 本 優
11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
13 番	秋 田 雅 朝	14 番	金 行 哲 昭
15 番	児 玉 史 則	16 番	大 下 正 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5 番	新 田 和 明	6 番	芦 田 宏 治
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	高 藤 誠	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福祉保健部長兼福祉事務所長	中 村 慎 吾
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	近 藤 修 二	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	新 谷 洋 子
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	佐々木 満 朗

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 任 主 事	實 村 峻



午前10時00分 開議

○大 下 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたします。
毛利事務局長。

○毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、教育長より、2022年度分の教育委員会事務の点検評価報告書
についての報告がありました。写しをお手元に配付いたしておりますの
で、御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において5番
新田議員及び6番 芦田議員を指名いたします。



日程第2 議案第63号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及
び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第66号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第2、議案第63号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報
酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第
3、議案第66号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件
の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員
長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。
令和5年9月7日付で本委員会に付託されました議案について、審査の
結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、9月20日に総務文教常任委員会を開
き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を
行いました。

議案第63号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、健康あきたかた21計画
策定委員会設置条例に基づく委員の報酬を新たに定めるものとの説明が
ありました。

審査の過程において、委員より、「第2次の委員会設置要綱には、策

定委員は11名以内と定められていたが、今回は12名以内と1名増えている。どういった内容で増加したのか」との質疑があり、執行部より、「保健医療関係で1名増やしている」との答弁がありました。

また、委員より、「「報酬額日額7,000円が妥当かについて議論はされたのか」との質疑があり、執行部より、「前回の策定委員会の報酬額及び他の委員との均衡を鑑み、その報酬額に設定した」との答弁がありました。

次に、議案第66号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」は、対象火気省令が改正されたことに伴い、蓄電池設備等について所要の改正を行うものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「施行日が令和6年1月1日となっているが、その理由は」との質疑があり、執行部より、「改正の基準となる省令の交付通知に基づいてその施行日としている」との答弁がありました。

以上の2議案について慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

日程第2、議案第63号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第3、議案第66号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件の2件を、一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4      議案第64号   健康あきたかた21計画策定委員会設置条例

日程第5      議案第65号   安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長      日程第4、議案第64号「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」の件及び日程第5、議案第65号「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関

する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根産業厚生常任委員長。

○山根産業厚生常任委員長

令和5年9月7日付で本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、9月19日に産業厚生常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第64号「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」は、健康増進法に基づき、国の「健康日本21」、県の「健康ひろしま21」に準拠した「健康あきたかた21計画」第3次を策定するに当たり、2016年度に策定した「健康あきたかた21計画」第2次の計画策定委員会設置要綱が2017年4月1日で失効していたことを受け、このたび、地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例を制定するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「健康増進法は健康保持と現代病の予防が趣旨と認識しているが、委員会の趣旨は」との質疑があり、執行部より、「健康寿命の延伸や健康とを感じる人を増やしていくことを目標としている」との答弁がありました。

また、委員より、「要綱から条例制定となるが、大きく変わった点はどこか」との質疑があり、執行部より、「要綱は行政機関の内規だが、このたび、法的根拠を持った法規として設置していくことが妥当として、条例制定とした」との答弁がありました。

さらに、委員より、「要綱では第9条までであるが、条例は第8条までである。大きな変更点はどこか」との質疑があり、執行部より、「大きな変更点はない」との答弁がありました。

次に、議案第65号「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の改定方針は、し尿くみ取りの現状が、下水道の普及や人口減少に伴い、収集量の減少、収集箇所の点在化により、効率的な収集が困難となっていること、料金についても、2000年6月に現行のリッター当たり14.65円に改正して以降23年間、料金改定を行っていないこと、現行料金では、公共下水道等を利用する世帯とくみ取り世帯の間に負担差が生じているため、市民負担の公平性の観点から、2024年1月収集分から現行手数料30%値上げする方針との説明がありました。

また、改正内容は、改正後の最低料金を下水道料金改定後の基本使用料よりも、し尿くみ取りの最低料金が高くなるよう設定している。現行料金では、下水の使用料のほうが高くなっており、そのため、公共下水道等を利用する世帯とくみ取り世帯の間に負担差が生じているので、新料金ではこの負担差を見直し、公共下水道等への切替え推進のため、し尿くみ取り料金を132円高くしているとの説明がありました。

最後に、改定の時期については、施行日を2024年1月1日とし、2024年1月収集分から料金改定を行うとのことでした。

以上の2議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長      これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○大 下 議 長      質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大 下 議 長      討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

日程第4、議案第64号「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」の件及び日程第5、議案第65号「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長      起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|-------|--|
| 日程第6 | 認定第1号 | 令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 | 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 | 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 | 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 | 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 | 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第7号 | 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第8号 | 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第9号 | 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の |

| | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| | | 認定について |
| 日程第15 | 認定第10号 | 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第11号 | 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第12号 | 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第13号 | 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第14号 | 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第15号 | 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第16号 | 令和4年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第17号 | 令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について |

○大 下 議 長 日程第6、認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第22、認定第17号「令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について」の件までの17件を一括して議題といたします。

本案17件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において、本委員会に付託された認定第1号から第17号までの、令和4年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の決算状況について、審査の経過と結果を報告します。

付託のあった17件の認定案件について、9月21日、22日の両日、執行部へ説明員の出席を求め、歳入歳出の決算状況を確認し、予算執行と行政効果について審査しました。

令和4年度普通会計の決算規模は、歳入総額が213億7,142万5,000円、歳出総額が204億3,807万2,000円となり、決算規模は、歳入歳出とも前年度を下回るものとなりました。

実質収支は7億2,929万7,000円で、これから前年度の実質収支を引いた単年度収支は、マイナス1億9,973万7,000円でした。単年度収支に財政調整基金積立金12万2,000円などを加え、財政調整基金取崩額2億5,440万4,000円を差し引いて得られる実質単年度収支は、マイナス4億4,293万8,000円でした。

財政指標では、経常収支比率は94.4%と前年度から5.8ポイント上昇しており、これは、令和3年度は新型コロナ対策など、国からの特別な

経済対策が多くあったことが影響しており、令和4年度は通常ベースに戻りつつある状態であるとのことでした。

実質公債費比率は11.6%で、将来負担比率は74.5%と、いずれも「国が示す財政健全化に取り組むべし」とする基準を大きく下回っています。

審査の経過ですが、一般会計において出された主な質疑と答弁は、次のとおりです。

危機管理監の審査の中で、災害対策事業について委員より、「今年の9月の台風接近時、災害対策本部は本部長が設置するもので、災害対策本部が設置された18時31分にいなかったのは大きな問題だ。また、代理代行を決めていなかったことは問題ではないか」との質疑があり、執行部より、「当日夕方帰ってきている。問題はない。代理代行については、意志決定能力が本人にあるかないかによる。その上でコミュニケーションが取れる環境ができているため、代理は立てていない」との答弁がありました。

また、委員より、「消防庁の要諦には、危機管理においてトップである市長が全責任を覚悟を持って陣頭指揮を執る、駆けつける体制をつくると書いてあるが、しっかりと受け止めて動いたのか」との質疑があり、執行部より、「市長は直ちに駆けつけられる状況にあったと理解している。また、議員が読まれている部分については、災害が発生した場合のことが書かれているのではないかと理解している」との答弁がありました。

総務部の審査の中で、広報広聴事業について委員より、「広報あきたかたの市政の動きについて、昨年度不認定になった点の検討は」との質疑があり、執行部より、「不認定とした理由がそもそも間違っており、対処できない」との答弁がありました。

企画部の審査の中で、ふるさと応援寄附推進事業について委員より、「ふるさと納税の使途に市長が別に定める事業があるが、どのように使われたのか」との質疑があり、執行部より、「主に起業に対する補助金交付事業や総合健診委託料に充てている」との答弁がありました。

市民部の審査の中で、環境政策事業について委員より、「再生可能エネルギー設備等導入補助金について、計画値140件に対し、実績が134件となっている。3つの機器を区切ったことで、終わってみると枠は全部埋まってなかった。枠の定めがなくてもよかったのではないか」との質疑があり、執行部より、「枠数については、事前に業者等にアンケートを行い定めた経緯がある。各枠いっぱい補助を交付する目的で啓発等を努めてきたが、結果的に一部の枠では到達しなかった。次回以降、反省材料として次に活かしていきたい」との答弁がありました。

福祉保健部の審査の中で、障害児福祉事業について委員より、「児童発達支援センターの設置に向け検討を続けるとあるが、現状と国の動向によりどう動くのか今後について伺う」との質疑がありました。執行部より、「箱物を造るより、求められているのは相談、保育所等への巡回

訪問、通所による児童発達支援事業などの機能である。現状は、事業所等との協力により、どの程度までできるかを検討している」との答弁がありました。

また、私立保育園支援事業について委員より、「保育士雇用促進のため補助金を制定したが、課題に保育士の確保が挙げられている。補助金制度の効果がなかったのか」との質疑があり、執行部より、「令和4年度に実施したものだけでは十分でない。今年度は、サブスク等の補助金や保育士の保育料の補助事業を行っている。来年度もさらなる保育士の処遇改善を図りたい」との答弁がありました。

また、母子保健事業について委員より、「市に産婦人科がない。市はどのような手だてをしているのか伺う」との質疑があり、執行部より、「保健事業を充実させて、安心して妊娠出産を迎えられるようにサポートしている。例えば、産前産後サポート事業・産後ケア事業は、自己負担なく希望者は全員受けることができる」との答弁がありました。

産業部の審査の中で、観光振興事業について委員より、「サンフレッチェ広島を応援する取組として始めたパブリックビューイングが好評なようだが、来場者は市内が多いのか、市外が多いのか」との質疑があり、執行部より、「当初は市内の方に来ていただいていたが、現在、アウエーの試合は市外の方も多く来場され、応援を楽しんでいただいていると感じている」との答弁がありました。

建設部の審査の中で、清流園管理運営事業について委員より、「下水道投入も含めた汚水処理の見直しを検討するとのことだが、どのように見直していくのか」との質疑があり、執行部より、「12施設ある農業集落排水事業の処理施設を、今後公共や特環の下水道施設へ統合していく考えである。現在、一般廃棄物として、吉田の中心部からし尿・浄化槽汚泥を40分かけて清流園に運搬しているが、ほかの町も同様、吉田の下水道施設を計画地として、運搬を集約することで効率化を図り、清流園については将来的には廃止をしたいと考えている」との答弁がありました。

教育委員会の審査の中で、文化芸術振興事業について委員より、「毛利元就入城500年記念事業について、昨年からプレイベントを含め準備をし、成果の中で機運を醸成できたとあるが、先般行われた本番にきちんとつながっていたか、どのように評価しているか」との質疑があり、執行部より、「先般、メインイベントとなる毛利元就フェスを行った。これまでのカウントダウンイベントから様々なイベントを行ってきて、多くの方に参加してもらい、毛利元就入城500年を認識してもらえたと考えている」との答弁がありました。

そのほかの、特別会計並びに公営企業会計決算認定においては、計画された事業は適正に執行されており、歳入歳出の執行は遅延なく行われていたものと判断しました。

また、質疑後の討論において、認定第1号「一般会計決算の認定につ

いて」反対討論がありました。

内容は、「令和3年度決算審査において、市広報誌の取扱いが不適切という理由で不認定とされており、令和4年度も同様の仕様で、改善されていない。内容について議長に報告していると発言があったが、報告のみで、提案・修正について一切受け付けされていない。

また、大型台風接近により災害対策本部が設置されている中、最高責任者の市長が市内に不在だった事実は、市民に多大な不安を与え、適切な事務執行ではない。よって、決算については不認定とする」との意見がありました。

次に、賛成討論がありました。

内容は、「今回の一般会計の状況を見ると、合併以来、決算内容、数字が全てが改善されつつあるすばらしい決算状況である、しかも、各部署の答弁も明快で、合理的観点から執行したという答弁がほとんどである。これまでの取組が高く評価されるような内容であったため、賛成とする」との意見があり、その他2件の賛成討論がありました。

以上、17議案について慎重に審査し、採決した結果、認定第1号は「不認定」と決定し、認定第2号から第17号までの16件については、「認定すべきもの」と決定しました。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

11番、熊高議員。

○熊 高 議 員 委員長報告の中で、今回不認定の要因になった2点について、詳しく質疑の状況も答弁の状況もありましたけれども、まず、広報誌の件は一昨年からのこともありますけれども、不適切な内容というふうに質問等がありましたが、執行部のほうは、その不適切な具体的な中身について、質問の中で発言してほしいというふうに言われておりますが、その具体的な不適切なことというのが、私も聞く限りではなかったように思うんです。その辺を委員長としてはどのように受け止めておられるか、聞かせていただきたいと思います。

○大 下 議 長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

石飛委員長。

○石飛_{予算決算常任委員長} この広報誌の市政の動きに対して不適切というか、これはもう委員会の中で決定した考えで、それぞれおかしいという委員がたくさんいたという結論になっています。それが正しいかどうかの判断は、それぞれ議会としても結論を出していますので、ここは私の意見を言う場ではありませんので、熊高議員の委員長報告に対する質疑は、私個人の意見は言えないということでご理解してください。

以上です。

○大 下 議 長 以上、答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 委員のみなさんがそのように認めたということですが、一昨年の中も含めて、どこが具体的に不適切なのかというのを、一昨年からずっと執行部のほうは聞いておられたけれども、それに対しての明快な、ここが不適切だということがないんです。ですから、令和4年度の決算についても、どこをどのように改めるかというのが分からない、だから、一昨年と同様の市の広報がそういう形で出てきたというふうにならずにずっと言って……。

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

ただいまは、委員長報告に対しての質疑でございます。よろしくお願いいたします。

○熊 高 議 員 はい。委員長報告に対して、その中身が正確にやり取りがされていないということを、委員長としてはどのように受け止めてこの委員長報告を書かれたのかということを確認しておるわけなんで、不適切だという事実確認ができないということ、一昨年からずっとやってきたことを委員長としても見られて、そのことについての指導、そういったものを本来委員長としてはあるべきだと思うんです。そういったこともなされていないということを私は不思議に思っておりますので、そのところを改めてもう一度、委員長が私の発言に対して何か答弁があればお願いしたいというふうに思います。

もう一点、危機管理のことですけれども、これについても危機管理監のほうからそれぞれ、その当時の災害対策本部、あるいは消防団との関係、全てを時系列に基づいて報告をしております。そして、何ら災害対策上、問題も起きておりません。さらには、そのことが予算執行に何ら不適切なこともなかったということなんです。

こういったことを含めてやり取りをしたということ、やはり委員会として、あるいは委員長としてどのように整理をするかというのは大事なことだと思うんです。そういったところを併せて委員長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

この委員長の答弁につきましては、委員会で質問があったことの説明をされております。今、熊高議員が言われるのは、委員長個人の意見を聞こうとされております。ですから、委員長報告に対しての質疑ではありません。御了承いただきます。

熊高議員。

○熊 高 議 員 議長がおっしゃることも分からなくはないんですが、委員会の運営上、やはり委員長が全ての委員会運営をコントロールできるわけですから、そういったことがなされないことで、こういったやり取りの誤差が出ているというふうに私は思いましたので、委員長はその辺は全く何も感じておられないということであれば、了解をいたします。

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

この委員長報告に対しては、委員の皆さん、委員長報告の作成は委員長に任すというお答えだったというふうに思います。ですから委員長は、委員会で協議されたことに対しては、審査されたことに対しては、しっかり報告をされておると思います。ですから、委員長個人の意見を言う立場にないというふうに私は思いますけど、委員長、何かありますか。報告のとおりでよろしいでしょうか。

石飛委員長。

- 石飛予算決算常任委員長　委員長報告は質疑と答弁と、それぞれ執行部の答弁も載せています。その中で、最終的な認定か不認定かという、委員が判断されたものを報告させていただきました。それ以上でも、それ以下でもなく、委員長として、また委員として、しっかり予算委員会の中で質疑、答弁をいただいて審査した結果と認識しております。

以上です。

- 大下議長　以上で、答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 大下議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

- 大下議長　討論がありますので、これより本案17件を個別に討論、採決いたします。

まず、認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

10番、山本議員。

- 山本議員　先ほど委員長報告にもありましたけれども、議案に対する反対の立場で討論させていただきます。

令和3年度決算において、市広報の取扱いが不適切という理由で不認定とされています。令和4年度においても同様の仕様で、何の改善処置もされておられません。内容について、市長は議長に報告していると発言されていますが、報告のみで修正・提案については一切受け付けられていません。また、執行部においては、危機管理意識の低さにあきれています。

行政の使命は、市民の生命、財産、安心・安全を守ることが最優先されなければならない立場であります。これまでにない大型台風接近と報道されている中、災害対策本部が立ち上げられている状況でありました。最高責任者である市長が、そのとき千葉県で行われたトライアスロン大会に参加して不在であった事実は、市民にとって不安と不信を与えました。この事実は、全く市民不在の不適切な事務執行と捉え、よって、令和4年度一般会計決算は不認定といたします。

以上です。

- 大 下 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
14番、金行議員。
- 金 行 議 員 令和4年度安芸高田市一般会計決算認定について、賛成討論を行います。
昨年度のコロナの収束が見えていない中、また、財政が厳しい中、監査報告でもございましたように、実質公債費比率は11.6%で早期健全化基準の25%を13.4%下回り、昨年度より0.7%改善しております。また、将来負担比率は74%、早期健全化基準の350%、275ポイント下回っております。昨年度より9.4ポイントも改善しております。また、一般会計の決算は実質、収入は7億2,900万円の黒字と発表されております。
いろいろ課題が山積する中、着実に事務事業が執行されています。計画性、弾力性、積極性を総合的に判断しまして、世界で一番住みたいと思えるまちづくりを期待しまして、令和4年度安芸高田市一般会計決算認定の賛成討論といたします。
- 大 下 議 長 次に、反対討論の発言を許します。
(討論なし)
- 大 下 議 長 反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
1番、南澤議員。
- 南 澤 議 員 1番、南澤です。賛成の立場で討論いたします。
今回の決算は、借金を着実に返済しつつ、貯金に当たる財政調整基金の積上げができました。人口減少、地方交付税が減少、歳入が結果的に下がってくる中で、このことをやり遂げたというのは大変なことだったと思います。
ちまたでは、事業の見直し、コストカットは誰でもできる簡単なことじゃないかと言われる方もいらっしゃると思いますが、これまであった事業がなくなる、あるいは縮小するということは、住民に痛みが伴い、政治家としても人気を考えれば、なるべく手をつけたくない部分であります。しかし、将来の安芸高田市を考えれば、これは必要不可欠と判断し、将来に向けて改革を断行される執行部の姿勢に敬意を表します。
したがって、令和4年の決算に賛成といたします。
以上です。
- 大 下 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
2番、田邊議員。
- 田 邊 議 員 賛成の立場で討論いたします。
議員必携に「決算認定制度の意義」というところで、一義的意義がこのように書いてあります。「決算を審査して、認定についての結論を出す第一の意義は、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し検証して、予算効果と行政効果を客観的に判断する」、このように書いてあります。
その中で、令和4年度の決算で経営収支比率94.4という数字です。令和元年のピークが98.2ということを考えると、収支は改善しているもの

と考え、賛成すべきと考えます。

以上で、私の討論を終わります。

○大 下 議 長 ほかに討論はありませんか。

11番、熊高議員。

○熊 高 議 員 認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、数字については、先ほどから賛成者の中で報告がありましたのであえて触れませんが、やはり個別最適から全体最適へ行くという厳しい財政運営をした中、先ほどあったような財政指標が改善されてきたと、これは大きく評価をすべきことだというふうに思います。

さらには、市職員、市長、この安芸高田市の執行部が一丸となってこの決算をつくり上げた、そういった感じで私は受け止めております。非常にスマートな決算であるというふうに、私は表現したいと思います。

さらに、反対討論の理由、委員会のときからありますけれども、広報誌について、これは私も確認をしましたが、不適切な内容というのは全くありません。全て事実に基づいて書かれたものだというふうに受け止めております。ですから、これが不適切だという理由が私には分かりませんので、その理由は反対理由にはならないというふうに考えております。

さらに、危機管理についてですが、これについても答弁で全て時系列に合わせて報告をされておりますし、市民に不安を与えたところがどこにあるのかということさえ、具体的に表明されるような質疑ではありませんでした。むしろ、そういったことを表明すること自体が市民に不安を与えるのではないかというふうにさえ、私は受け止めております。

ちょうどこの26日に、「トライアスロン」という言葉がユーチューブ上に随分上がったんでしょう。千葉県の上総一ノ宮から手紙を頂きました。なぜ石丸市長がトライアスロンに少しの時間でもよいと考え、時間を取ったのか、そのことをこの方は考えたときに……

(動議の声あり)

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

反対討論でありますので、簡潔に。

○熊 高 議 員 賛成討論です。

○大 下 議 長 賛成討論でありますので、それを。

○熊 高 議 員 賛成討論の中の大事なことを言ってるんです。

○大 下 議 長 それを簡潔におっしゃっていただきたいと思います。

○熊 高 議 員 簡潔にはなかなかいきませんよ、これは。いいですか。

○大 下 議 長 続けて下さい。

ちょっと待って下さい。

はい。山本議員。

○山 本 議 員 賛成討論は人の討論に対して意見を言う場ではないと思います。そこは本当に発言を控えてもらってください。

○大 下 議 長 ということであります。

○熊 高 議 員 よろしいですか。

○大 下 議 長 はい。簡潔にお願い致します。

○熊 高 議 員 いろいろそういった意見もあるでしょうけれども、あまりにも内容が稚拙な内容であるということで、あえて申し上げております。

その千葉県の方が、少しの時間でもよいと石丸市長が上総一ノ宮に訪れたのは、ここは15年前からトライアスロンを中心にまちづくりを進めて、さらには数年前、オリンピックのサーフィンの場として認知されるような、そういった若い人がたくさん集まって活動される町、ここを見るためもあったんではないかというふうにこの方は言うておられます。その先導をされている馬淵町長、この方に会いたかったのではないのでしょうか、そこまで言うておられます。

さらに最後に、この上総一ノ宮は素敵な町ですが、今は昔と違って人であふれています。その素敵な町にするには、一人一人の努力とふるさとを愛する心がなければできない、一日も早く安芸高田市も団結して同じ方向に皆さんが向いて、誇れるふるさとになることを心から願っておりますというような、千葉県から心配してエールを送っていただいたんです。

そういったことも含めて、やはり内容をしっかり精査しながら、安芸高田市の未来を考えるような認定に持って行っていただきたい。このことをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○大 下 議 長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論がありませんので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○大 下 議 長 起立少数であります。

よって、本案は原案のとおり否決されました。

そのほかの議案については、討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号「令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件から、認定第17号「令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について」の件までの16件を一括して起立により採決いたします。

本案16件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案16件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案16件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議員派遣の件について

○大 下 議 長 日程第23「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本案についてはこれを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 閉会中の継続調査の件について

○大 下 議 長 日程第24「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員